

法人事業所設立をご検討されている方へ

(又は、個人事業所で常時使用する従業員が5人以上になった場合)

「健保適用除外」の手続きは必ず 14日以内に行ってください。

※14日を過ぎると建築国保を脱退して、協会けんぽへ加入しなければなりません。

法人事業所(又は個人事業所で常時使用する従業員が5人以上になった場合)は、社会保険の強制適用事業所となり、厚生年金保険と健康保険が強制加入となります。

しかし、法人事業所設立後14日以内に管轄の年金事務所へ「健康保険被保険者適用除外承認申請」手続きをすることにより、当国民健康保険組合へ継続加入することが可能です。(やむを得ない理由により14日以内に届け出ができなかった場合は「遅延理由書」の添付が必要です。)

なお、年金事務所において「健保適用除外承認」の取り扱いが大変厳しくなっております。
法人事業所を設立する場合は早めに準備段階から、管轄の年金事務所にもご相談いただきますようお願いいたします。

「建築国保への提出書類」

	提出書類	備考
1	健康保険被保険者適用除外承認申請書	年金事務所に「健保適用除外申請手続き」をする前に建築国保の証明印が必要です。
2	登記簿謄本(法人事業所のみ)	原本又は写しでも可
3	被保険者変更届(様式3号)	事業所等の変更が必要です。 手続きについては所属支部へお問い合わせください。

新潟県建築国民健康保険組合

〒951-8133

新潟県新潟市中央区川岸町3丁目17-2

TEL025-231-2856 FAX025-231-2936

ホームページ: <http://www.kenchiku-kokuho.jp/> メール: niigata@kenchiku-kokuho.jp